

あさひむら観光協会イメージキャラクター「カタクリ姫」の使用取扱い要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、あさひむら観光協会イメージキャラクター「カタクリ姫」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、あさひむら観光協会(以下「協会」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、あらかじめあさひむら観光協会会長(以下「会長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用承認申請書(様式第1)に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の使用状況がわかる資料
- ※ 企画書、見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条

会長は、前項の使用承認申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が、当地域の特産品の推進やPRに寄与すると認めるときは、使用の承認(以下「使用承認」という。)をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 会長は、使用許諾を行なったときは、使用許諾通知書(様式第2)を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第5条 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 事故の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 朝日地域の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (5) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (8) キャラクター等の著しい変形その他のキャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (9) あさひむら観光協会会長(以下「会長」という。)がその使用について不適切であると認めるとき。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 商品等の完成後については速やかに会長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状のわかる写真をもって、商品等の提出に代えることができる。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号（2013asahi #●●●●）を、その商品、包装、広告等に明示すること。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更承認申請書（様式第3）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査したうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用変更承認通知書（第4様式）により行うものとする。

(使用承認の取消)

第9条 会長は、キャラクターの使用の承認を受けている者が、第4条に規定する事項を遵守できなかったとき、その他この要綱に違反したときは、その使用の承認を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、利用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(情報の公開)

第10条 会長は、キャラクター等の使用状況について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第11条 この要綱に関する事務は、あさひむら観光協会が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。